

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>  
※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

2月8日～3月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	2月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	2月17日(月)・26日(水)、3月5日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	3月3日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	2月28日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	2月15日(土)、3月4日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	2月21日(金) 13:30～15:30 3月1日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	2月15日(土)、3月1日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	2月17日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

### 北本市消費生活相談あれこれ③

#### ■引っ越しシーズンに多い 賃貸住宅のトラブル

就職や進学、転勤などで3月ごろから引っ越しのシーズンです。

この時期は、賃貸住宅に関するもので、なかでも退去時の原状回復に係わる相談が多くなります。

10年前に入居した賃貸マンションを退去後、修繕費用の明細書が届いた。壁のクロスの張り替えや畳替えなどで修繕費用の総額が30万円。敷金15万円を差し引いてさらに15万円の請求です。敷金を返金してもらったところか逆に修繕費用を請求された。などの事例がありました。

賃貸住宅の借主には退去するにあたり原状回復義務があります。借主が取り付けたエアコンや棚などの撤去のほか、不注意により損傷・破損した箇所がある場合は、原状に戻さなければなりません。借主は、部屋を明け渡し、あらかじめ預けてある敷金で精算することとなります。

国土交通省では、このような民間賃貸住宅の退去時の原状回復トラブルの未然防止の観点から、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、原状回復の費用負担の考え方などについて一般的な基準を公表しています。

ガイドラインによると次のような負担になります。  
○貸主の負担…借主が通常の住まい方、使い方をしていても発生する建物の劣化・損耗。次の入居者のための設

備交換や化粧直しなどのリフォーム。

○借主の負担…日常の手入れを怠ったことで発生を拡大したもの、例えば浴室のカビなど。通常の使用によるものとはいえないもの、例えば、たばこのヤニによる変色や臭いのしみつきなど。

ガイドラインには法的な強制力はありませんが、原状回復の考え方の指針となっていますので参考にしてください。

退去時のトラブルを防止するためには、入居契約の際に特約の有無を含め原状回復の内容を書面で確認し、負担する範囲や修繕費用等について合意しておくこと一つの方法です。

お困りのときは消費生活センターに相談してください。

#### 相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

## 最高速度を30キロに!! 「ゾーン30」事業

「ゾーン30」とは、生活道路における交通安全の確保を図るため、一定の区域内において、最高速度30キロの区域規制を実施し、区域内の速度抑制を図るとともに、歩行者・自転車などの通行環境を整備、さらには、通学路における安全対策などを行う事業のことをいいます。

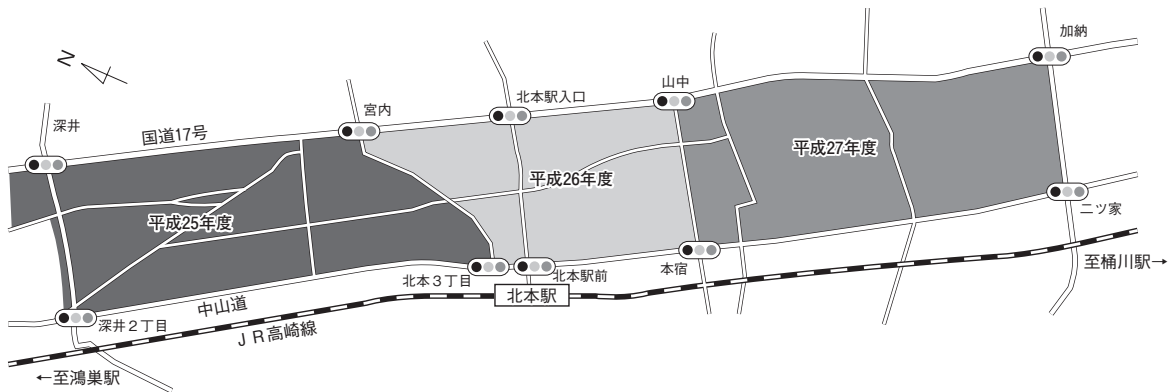
北本市内では、平成25年度一般国道17号と県道鴻巣桶川さいたま線の間で東間・深井・宮内地区において、本事業を実施します。

さらに、平成26年度が宮内・北本・本宿地区、平成27年度が本宿・中丸・二ツ家地区について、事業を実施する予定です。

なお、区域内の入り口道路には、区域を明確にするため、標識や路面表示を設置します。

区域内を自動車で通行する際は、制限速度を遵守し、交通安全に十分配慮しながら通行してください。

☎鴻巣警察署交通課規制係(☎543-0110)



## 北本あんぜん情報 第70号

### 犯罪が大幅に減少しています

北本市内の昨年11月末までの刑法犯認知件数は、446件であり、一昨年同期と比較して278件減少しました。特に街頭犯罪の自転車盗、オートバイ盗、ひったくりが減少しています。

### 犯罪の被害に遭わないために

#### ■自転車盗対策

自転車盗の発生件数は減少傾向にあるものの、平均すると毎月約10台位が盗難にあります。大切な自転車を盗まれないために、次のことを心がけましょう。

- どんな場所でも鍵をかける。外出先、自宅にかかわらず確実に施錠をしましょう。
- ワイヤー錠で二重ロック! 鍵を二重にすることで盗まれにくくなります。
- 路上に放置しない。自転車を放置せず、駐輪場等にとめましょう。

#### ■侵入盗対策

泥棒は、犯行前に地域の人に見られるとあきらめることがあります。また、近所の連携やあいさ

つ、ゴミ出しなどのルールが守られた地域を嫌がります。

- 戸締りが基本です。短時間の外出でも必ず戸締りをしましょう。
- 犯人は、侵入に時間がかかる事を嫌います。補助錠・窓の防犯フィルムやアラーム等、防犯用品を活用しましょう。

### 振り込め詐欺が多発しています

オレオレ詐欺を中心に、振り込め詐欺が多発しています。その手口は直接犯人に現金を手渡す「手交型」が多くなっています。

- 犯人からの最初の電話を「何かおかしいな」と感じる事が被害にあわない秘訣です。電話をいったん切り、家族(子・孫)の変更前の番号に電話をして確認しましょう。
- 不審な電話がありましたら、家族や警察に相談してください。

防犯情報配信中  
e防メールサービスをご利用ください。  
ebouhan@soho-salon.com

